

横浜市技能文化会館

指定管理者

【 業務の基準 】

平成 27 年 7 月更新版

横浜市経済局雇用労働課

# 目 次

1	横浜市技能文化会館について	1
(1)	基本的な運営方針	
(2)	施設を取り巻く状況	
2	事業の企画・実施に関する業務	1
(1)	技能職振興に関する業務	
(2)	雇用による就業の機会の確保に関する業務	
(3)	勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する業務	
3	施設の運営に関する業務	4
(1)	会館及び施設の開館日等に関する業務	
(2)	施設の利用料金の設定及び徴収に関する業務	
(3)	施設利用の貸出しに関する業務	
(4)	施設の利用に伴う設備や備品の設営及び貸出しに関する業務	
(5)	施設の利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務	
4	施設の管理に関する業務	6
(1)	施設及び設備の保守点検に関する業務	
(2)	環境維持管理に関する業務	
(3)	施設の管理を行う上で必要な資格	
(4)	目的外使用許可部分における維持管理に要する経費の取扱い	
5	自主事業に関する業務	8
(1)	指定管理者による自主事業の企画及び実施に関する業務	
6	その他の業務	8
(1)	事業計画書及び収支予算書の作成に関する業務	
(2)	事業報告書の作成に関する業務	
(3)	財務状況	
(4)	関係機関との連絡調整に関する業務	
(5)	自己評価の実施に関する業務	
(6)	指定期間終了にあたっての引継に関する業務	
(7)	その他日常業務での調整に関する業務	
7	目的外使用許可に関する業務	9

8 留意事項 . . . . . 9

- (1) 技能文化会館で実施する事業に関する留意事項
- (2) 施設の運営に関する留意事項
- (3) 施設の管理に関する留意事項
- (4) 保険及び損害賠償の取り扱い
- (5) 災害時における会館の運営管理に関する業務
- (6) 第三者評価について
- (7) その他

本文中、様式(様式番号)とあるのは、別紙「横浜市技能文化会館指定管理者 様式集」、資料(資料番号)とあるのは、別紙「横浜市技能文化会館指定管理者 関連資料」をそれぞれ指します。

## 1 横浜市技能文化会館について

### (1) 基本的な運営方針

技能文化会館は、昭和 61 年に「技能職の振興」「勤労者の福祉の増進及び文化の向上」を目的として設置され、平成 17 年 6 月に「雇用による就業の機会の確保」を設置目的に加えました。

技能文化会館を管理運営していくうえでの基本的方針として、「技能職振興」では、技能職者や技能職団体の育成、支援及び技能職者や技能職団体相互の交流を深めていくこと、優れた「技能」の研究や保存とともに、市民が技能に触れたり体験したりできる「匠プラザ」を有効活用することなどにより、横浜らしい技能文化の創造・発信の場とします。

雇用就業に関しては、「労働相談」や「雇用・就業の機会の確保」に関する企画、実施のほか、情報提供等の機能を有する「横浜しごと支援センター」を、雇用・就業に関する拠点施設として運営します。

勤労者の福祉の増進等に関しては、技能職者をはじめ市内の中小零細事業所などの勤労者を対象として、福祉の増進、文化の向上を図るため、会館の研修室やトレーニング室などの施設を提供していくこととしています。

このように、施設の特徴や利用の状況を十分に理解したうえで、技能文化会館の設置目的である三つの事業を総合的に展開していく拠点施設として、事業の企画や実施を図っていくとともに維持管理を行うこととします。

### (2) 施設を取り巻く状況

技能文化会館の目的や施設の特徴を活かして、優れた「技能」の研究や保存とともに新たな横浜らしい技能文化の創造・発信、技能職者の方々の交流や情報提供の場として、また、市民の雇用就業の機会の確保を支える広域的かつ総合的な拠点として運営されています。

しかし、技能職振興や市民の雇用に関する環境は、厳しさを増していると言わざるを得ません。今後は、これまでの事業を継承しつつ、技能職や「しごと」に関する情報の提供、技能職者や技能職団体などが進める後継者についての育成や確保に関する取組みへの支援などのほか、多様な市民一人ひとりに対応した雇用就業対策などについての企画の方策や事業のさらなる推進が期待されています。

## 2 事業の企画・実施に関する業務

### (1) 技能職振興に関する業務

技能の担い手を増やし、継承していくための事業や、技能職者・技能職団体を支援する各種事業及び施設の特徴を生かした事業について、次の項目に従って企画及び実施計画を提案してください。

ア 技能文化会館の設置目的に合致した技能職の振興に関する事業の企画・実施

イ 技能職団体への活動支援

- ・技能職団体等が企画・実施する事業への助言や連携などの支援策
- ・技能職者育成事業への支援

ウ 技能職者への支援事業

- ・技能職者の技能向上、販路拡大に向けた情報提供などの支援方策
- ・経営支援に関する横浜市中小企業融資等のPRなどの情報提供

エ 「匠プラザ」を活用した技能職振興事業の企画及び実施に関する運営計画等

- ・技能文化に関する保存・展示事業の企画等
- ・青少年を主なターゲットとして技能職をPRすることを目的とした、技能が体験できる企画等
- ・技能職の後継者確保につながる事業の企画等

オ 技能職者や技能職団体の交流促進を図る事業

- ・技能職者や技能職団体同士が交流する場を設け、時代にあった仕事の進め方などを共に考える機会を提供するなど、技能職者の交流促進のための事業の企画等
- ・技能職者や技能職団体が利用しやすい施設の運営方策

カ 技能文化に関する情報等の収集及び提供

- ・市内の技能職者の実態と、その技能に関する情報の収集
- ・市民生活を直接支える技能職者の手仕事・手作業による貴重な技能のPR
- ・市民の技能への理解を深めるための、様々な媒体・方法を活用した技能職に関する情報の発信

(2) 雇用による就業の機会の確保に関する業務

条例第2条第1項第3号から第5号に規定する業務は「横浜しごと支援センター」の名称で行い、以下のとおりとします。

※横浜市技能文化会館条例（抜粋）

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。

これらの業務については、ハローワークをはじめとする国・県・市等の関係機関との連絡調整業務、就職困難者（ひとり親家庭の親、生活保護受給者等）に対する支援策を含みます。

業務の実施にあたり、利用者から料金を徴収することはできません（自主事業は除きます。）。

なお、開設日・時間については以下を基本とします。ただし、延長等の提案は可能です。

（ただし、「イ 弁護士相談に関する業務」については、以下の開設時間のみとなります。）

ア 雇用及び就業に関する相談業務

就職の準備段階から就職後に至るまで、雇用及び就業に関する相談業務。

(ア) 業務内容

仕事の適性の診断、仕事に関する悩みに対する相談、長期療養者（がん等）の労働に関する相談、賃金不払い、不当解雇等の相談

(イ) 開設時間等

月～土（祝日・休館日を除きます） 午前9時～午後5時

\*うち週2日以上は 午前9時～午後8時

(ウ) 運営体制

この業務については、2名以上（社会保険労務士資格を有する者を1名以上含みます）を常時配置し、業務に支障のない人員体制をとってください。

なお、長期療養者（がん等）に関する相談員については、月2日程度、本市及び関係機関より派遣します。

イ 弁護士相談に関する業務

(ア) 業務内容

雇用及び就業に関する相談業務のうち法律問題に特化した相談を、弁護士により実施してください。

(イ) 開設時間等

土曜日（祝日・休館日を除きます） 午後1時～午後6時

ウ キャリア・カウンセリングに関する業務

(ア) 業務内容

求職者に対し、就職に向けた具体的な助言を行い、就職活動の方向性を導く手助けを行なってください。

(イ) 開設時間等

週2日、1日6時間以上（祝日、休館日を除きます）

エ 就職支援セミナー・労働実務セミナーに関する業務

(ア) 業務内容

- ・就職活動に必要な知識、技術の習得など実践的なサポート業務を実施してください。
- ・労働相談の対応内容等も踏まえ、社会状況等、時宜に則した講座として、勤労者向け講座、及び企業の管理監督者向け講座を実施してください。

(イ) 開設時間等

年50時間以上実施してください。

※ 配付資料等の実費負担のみ徴収可能です。

オ 情報コーナーでの雇用及び就業に関する情報の収集及び提供、並びに管理運営に関する業務

(ア) インターネットでのホームページ閲覧や、履歴書等の書類作成が可能なパソコンの設置（8台）

(イ) 関係図書等の管理、貸出し及び返却、情報の収集、検索、掲示、提供及び配布

(ウ) 関係図書、新聞の購入

(エ) 情報コーナーの開設時間

雇用及び就業に関する相談業務と同じ開設時間としてください。ただし、延長は可能です。

カ 「横浜しごと支援センター」に関する広報業務

広く市民に周知させる広報手段を実施してください（リーフレットの作成、配布を含みます）。

キ その他「横浜しごと支援センター」に関する業務

- (ア) 利用に関する統計事務及び市への報告（毎月1回）
- (イ) 指定管理者は、必要な範囲において横浜市が実施する業務に協力してください。

ク 自主事業の企画実施に関する業務

その他就業の機会の確保に関する業務について、「技能文化会館を有効に活用する」自主事業の企画内容を、費用の徴収の有無を含めて提案してください。

(3) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する業務

ア 技能文化会館の施設を活用した勤労者の福祉増進に寄与する事業の企画・実施計画を提案してください。

- ・市内中小事業所等で働く人たちの文化活動や交流を促進するための事業の企画、実施

イ 勤労者向けの各種福祉事業との連携

ウ 勤労者が実施する事業への支援

エ その他技能文化会館の設置目的に合致した事業の企画・実施

**3 施設の運営に関する業務**

技能文化会館では、以下の施設の運営に関する業務を実施します。

別途配布する「横浜市技能文化会館条例（以下「条例」という。）、同施行規則及び同処務要綱」や指定管理者が別途定める利用料金規程（条例に定める額の範囲内で市長の承認を得て決定する利用料金や納付方法の詳細を定めるもの）に従い以下の業務を行います。

※「横浜市技能文化会館条例 **資料1**」、「横浜市技能文化会館条例施行規則 **資料2**」及び「横浜市技能文化会館処務要綱 **資料3**」参照

(1) 会館及び施設の開館日等に関する業務

ア 休館日は、年末年始（12月29日～1月3日）とします。ただし、保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して、横浜市との協議により、休館することができます。

イ 保守点検のための休館については、月曜日以外に設定してください。ただし、当該休館日が祝日または振替休日の場合は当該休館日の翌日以外に設定してください。

ウ 基本開館時間は、午前9時から午後10時までとします（駐車場の開館時間は午前8時から午後10時）。ただし、横浜市との協議により、延長することができます。

(2) 施設の利用料金の設定及び徴収に関する業務

ア 利用料金等の設定

(ア) 利用料金については、条例の定める上限の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めます。

※ 指定期間の利用料金については、「横浜市技能文化会館条例 **資料1**」を参照してください。

(イ) 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができます。

イ 利用料金の徴収等について

(ア) 徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成してください。

(イ) 利用料金は、特別な場合を除き前納とします。徴収方法については、利用者の利便性を考慮し

て定めてください。

### (3) 施設の貸出しに関する業務

- ア 受付業務には1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制としてください。
- イ 市民が多目的ホール等の施設を利用し、各種市民活動等を行う上で、必要な助言等を行ってください。
- ウ 電話による問い合わせや、施設見学等へ対応してください。
- エ 「横浜市市民利用施設予約システム」を使用し、施設の利用申請を受け付け、利用を許可してください。なお、利用申請時には利用者からの相談を受け付けてください。
- オ 利用許可書等申請に係る事務の処理日数は、1日としてください。
- カ 施設利用者とは利用日以前（概ね1か月前）に十分な打合せを行ってください。
- キ 次のような各種利用のための書類及び利用者に対する利用の手引き等を作成してください。

- ・ 利用許可申請書
- ・ 利用許可書
- ・ 利用料金減免申請書
- ・ 利用料金減免承認・不承認決定通知書
- ・ 利用料金返還申請書
- ・ 利用料金返還承認・不承認決定通知書
- ・ 利用料金請求書
- ・ 利用料金領収証
- ・ 利用の手引き
- ・ 施設パンフレット
- ・ その他必要な書類

#### ク 留意事項

##### (ア) 利用申し込み受付開始時期

「多目的ホール」

- ・ 利用希望日の属する月の6ヶ月前から、「市民利用施設予約システム」によって受け付けてください。

「多目的ホール以外の貸出し施設の利用申込み」

- ・ 利用希望日の属する月の3ヶ月前から、「市民利用施設予約システム」によって受け付けてください。

(イ) 「横浜市技能文化会館処務要綱 [資料3](#)」に従い、市や技能職者や技能職団体への会館施設の優先利用の規定について、遵守してください。

※ 利用申込みスケジュールは、「横浜市技能文化会館 利用案内及び施設利用ガイド [資料5](#)」参照

※ 抽選後の利用申込等は、「横浜市技能文化会館処務要綱 [資料3](#)」に従ってください。



#### (4) 施設の利用に伴う設備や備品の設営及び貸出しに関する業務

ア 各施設の備品等について、利用者からの使用の申し出に応じられるよう貸出し業務を行ってください。

イ 大型備品等の故障及び購入に関しては、別途横浜市と協議を行ってください。

#### (5) 施設の利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

ア 日報の作成

指定管理者は、会館の施設利用者等の日報を作成してください。

イ 月報の作成及び報告

毎月定められた期日までに横浜市へ報告してください。

ウ 収支報告書

四半期ごとに定められた期日までに横浜市へ報告してください。

エ 書式

書式や記載項目については、別途協定にて定めます。

### 4 施設の管理に関する業務

対象とする施設及び設備については、公募要項「4 横浜市技能文化会館の概要」に記載されている施設とします。以下には、指定管理者が行う必要がある管理業務について記載しています。

(保守管理一覧については、「設備管理業務項目一覧 **資料9**」参照)

#### (1) 施設及び設備の保守点検に関する業務

ア 建築物の保守管理

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

イ 建築及び付帯設備等の保守管理

(ア) 対象設備は、次のとおりとします。

・自動ドア／昇降機設備／シャッター等／給排水設備／電気設備／非常用電源設備／消防設備／空調関係設備／中央監視設備／電気時計／情報機器設備／駐車場設備等

(イ) 点検業務内容

点検項目については、「設備管理業務項目一覧 **資料9**」を参照してください。

ウ 備品等の保守管理

(ア) 備品の保守管理

① 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な備品を適宜指定管理者が調達するなど、備品等の管理を行ってください。

② 物品管理簿の管理を行ってください。

③ 破損、不具合等が発生した時には、速やかに横浜市に報告を行ってください。

(イ) 消耗品

- ① 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が調達するなど、不具合の生じたものに関しては、随時更新を行ってください。

(ウ) 大型備品

- ① 備品管理簿の管理を行ってください。
- ② 施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検を行ってください。
- ③ 破損、不具合等が発生した時には速やかに横浜市に報告を行ってください。
- ④ 故障、廃棄等に伴う購入等については、別途横浜市と協議してください。
- ⑤ 楽器については、次のとおりとします。
- ・ ピアノ保守：年1回以上
  - ・ 必要に応じて適宜調律を行ってください。
  - ・ 温度や湿度、埃などに配慮し、最適な状態を維持してください。

(2) 環境維持管理業務に関する業務

ア 清掃業務及び環境衛生管理

施設的环境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行ってください。

(ア) 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持してください。

(イ) 日常清掃及び定期清掃の範囲や回数

清掃を行う室及び部位、日常清掃及び定期清掃の回数については、「清掃管理業務項目一覧 **資料10**」参照してください。

(ロ) その他

ホール等貸出し対象施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように行ってください。特にホールでの催物の開催時は、作業を控えてください。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行ってください。

イ 保安警備業務

技能文化会館の保安警備に関して、24時間の警備計画を示してください。

なお、夜間及び休館日など施設の一部又は全てが使用されていない場合や無人になる場合には、機械警備による対応も可とします。

また、昼間時については、現在警備業務に含まれている業務の一部または全てを可能な範囲で施設運営業務として実施することも可とします。

※「警備業務項目一覧 **資料12**」参照

ウ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。また、建築物や設備等

の不具合を発見した際には、速やかに横浜市に報告を行うものとします。

指定管理者及び利用者の責めに負わない修繕の経費は、横浜市が負担するものとします。ただし、1件60万円未満(税込)の修繕費については、指定管理者が負担するものとします。

### (3) 施設の管理を行う上で必要な資格

施設の管理を行う上で、以下の有資格者を必ず選任してください。

ア 電気主任技術者(3種以上)

イ 設備技術者 電気工事士(2種以上)の資格を有し、空調設備等の維持管理に関して経験の豊かな者

ウ 建築物環境衛生管理技術者

エ 甲種防火管理者

### (4) 目的外使用許可部分における維持管理に要する経費の取扱い

指定管理者は、会館の共有部分及び目的外使用許可部分にかかる維持管理業務のうち、建物及び設備の保守管理費、清掃及び警備等に要する所定の経費について、目的外使用許可を受けた者との取り決めに基づき共益費又は分担金として徴収し収入とすることができます。

## 5 自主事業に関する業務

### (1) 指定管理者による自主事業の企画及び実施に関する業務

ア 技能文化会館の設置目的の理解を深める広報・PR事業

① パンフレット・リーフレット等の作成、配布

② ホームページの作成

③ その他

イ 技能文化会館の施設を活性化させる方策及び利用率向上への方策

ウ 技能職者や勤労者が参加できる各種事業の企画及び実施計画

## 6 その他の業務

### (1) 事業計画書及び収支予算書の作成に関する業務

次年度の事業計画書及び収支予算書を毎年度12月末までに作成し、横浜市に提出してください。事業計画書の作成にあたっては、横浜市と調整を図ってください。記載する内容は、以下のとおりとします。

ア 事業計画

イ 収支予算

### (2) 事業報告書の作成に関する業務

前年度の事業報告書を毎年度5月末までにすみやかに作成し、横浜市に提出してください。記載する内容は、以下のとおりとします。

ア 事業報告

- イ 利用実績（利用率・利用人数等）
- ウ 収支決算書
- エ その他詳細については、協議の上、協定書で定めるものとします。

### (3) 財務状況

横浜市は各年度に1度、指定管理者の財務状況を確認します。その際、必要となる財務諸表等を提出していただきます。

### (4) 関係機関との連絡調整に関する業務

- ア 市との利用調整会議の開催（月1回程度）
- イ 関係団体等との連絡調整（随時）

### (5) 自己評価の実施に関する業務

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、定期的な自己評価を実施してください。これにより得られた評価は、事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させてください。

### (6) 指定期間終了にあたっての引継に関する業務

指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく技能文化会館の業務を遂行できるよう、次期指定管理者が指定された後、速やかに引継ぎを行ってください。

### (7) その他日常業務での調整に関する業務

## 7 目的外使用許可に関する業務

行政財産の目的外使用許可については、毎年度、指定管理者が市長に対し行政財産の目的外使用の申請をし、許可を受けてください。目的外使用については、横浜市に対し目的外使用料を納入する必要があります。売上手数料については、指定管理者が業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

### 【参考】現指定管理者の対象施設

- ・会館利用者用に提供することを目的とした、清涼飲料水の自動販売機等の設備
- ・物販コーナー（2.16㎡）

## 8 留意事項

### (1) 技能文化会館で実施する事業に関する留意事項

- ア 匠プラザで実施する自主事業については、技能職団体等と事前に十分な連携を図ってください。
- イ 指定管理者が技能文化会館の設置目的に合致した事業の実施のために施設を利用する規定の詳細については、協定書で定めます。その場合の施設利用料金は、全額指定管理者の負担とします。
- ウ 催事入場券等の販売を受託することができます。
- エ 各種事業の実施等の際し、各種助成金、協賛金等を活用することができます。

### (2) 施設の運営に関する留意事項

- ア 休館日、開館時間については、指定管理者の申請により、横浜市が決定します。
- イ 横浜市が施設を利用する場合及び横浜市との共催により関係団体が施設を利用する場合は、施設を優先利用させ、利用料金を減免します。件数等については、「技能文化会館利用実績（平成23年度～平成26年度）**資料13**」を参照してください。
- ウ 指定管理業務を行う際は、技能文化会館が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

### (3) 施設の管理に関する留意事項

- ア 施設内の喫煙場所については、別途定めます。
- イ 防火管理者を選任し、技能文化会館の消防計画を策定してください。
- ウ 自衛消防組織を結成し、防火・防災に努めてください。
- エ 地域組織の会議等に出席を求められる場合があります。
- オ 平成28年4月1日以前において、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の指定管理者から引き継ぐこととします。

### (4) 保険及び損害賠償の取り扱い

- ア 施設賠償保険は、指定管理者が加入してください。  
なお、保険範囲等については、協定書において定めます。
- イ 施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については、横浜市がその責を負います。  
ただし、施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害に対する賠償については、指定管理者がその責を負います。

<参考>現在の管理者が加入している保険

#### ◇ 施設賠償保険

- ・1事故につき、対人対物10億円まで  
(期間中支払限度額20億円)

#### ◇ 行事参加者傷害保険（参加者に不慮の事態が発生する可能性が高い行事）

- ・死亡・後遺障害5,000千円
- ・傷害入院3,000円 傷害通院2,000円

#### ◇ 国内旅行傷害保険（行事参加者傷害保険対象行事で、報酬の発生する作業を伴う者（例：講師）

- ・死亡・後遺障害5,000千円
- ・傷害入院3,000円 傷害通院2,000円

#### ◇ 入場者傷害保険（短期間に不特定多数の入場者が来館するイベント）

- ・死亡・後遺障害3,000千円
- ・傷害入院3,000円 傷害通院1,000円

### (5) 災害時における会館の管理運営に関する業務

- ア 技能文化会館は「横浜市地域防災計画」に「横浜市災害対策本部代替施設」として規定されてい

ますので、技能文化会館の管理運営計画に「災害発生時における代替施設として提供できる体制」を規定してください。

イ 災害発生に伴う技能文化会館の管理運営における「重大な支障」が発生した場合は、その損害及び復旧等に関して横浜市と協議を行ってください。

ウ 災害時の施設の使用目的や指定管理者が果たすべき役割（責務）を明確化した協定を別途締結します。

#### (6) 第三者評価について

指定管理者は、管理施設の事業、施設の運営に関して評価、検証等を行うことを目的として、「横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会」による第三者評価を、指定期間の2～3年目のいずれかのうち、市と協議により定める時期に、1回受審しなければなりません。

横浜市は、第三者評価の結果により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、協定を解除することがあります。

#### (7) その他

##### ア 法令の遵守

この施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市技能文化会館条例及び同施行規則を遵守するものとします。

##### イ 個人情報保護

業務上知り得た個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に則り、その保有する個人情報の取り扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を講じなければなりません。

##### ウ 守秘義務

本業務により知り得た秘密及び横浜市の行政事務等で一般に公開されていない情報を外部へ漏らし、又はほかの目的に使用してはいけません。

##### エ 諸届

利用者及び指定管理者が会館内で飲食物の販売などを行うにあたり、諸届を必要とする場合は、指定管理者はその手続きについて、自らが行うかまたは行うよう指導してください。

##### オ 名札の着用

技能文化会館の運営に従事する職員は、利用者に施設職員とわかるように、名札を着用してください。